

定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

1 名 称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

2 概 要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

3 貸与額

一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（20,000 円）を加えた金額。

4 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後。以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のために、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくことになります。

なお、やむを得ず県外へ転出した場合（山口県内に定住できない場合）は、定住促進貸与金として上乗せして貸与した金額について、年3.0%の定住利息を含めた金額を返還することになります。

5 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後、継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

6 返還金の利息の取扱い

- (1) 定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。ただし、定住促進奨学金を含む奨学金の返還期間は大学卒業後、半年据え置いて始まり最長20年ですが返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。
- (2) 5年未満で県外に転出する場合は、転出した時点の返還分から年3.0%の定住利息の支払いが生じます。
- (3) 大学卒業後、始めは県外に住所を有し、その後山口県内に転入した場合は、届出た時点の返還分から定住利息の支払いを免除します。

書確認事項（出願者用）大学奨学金

学校の提出締切日を確認してください。 月 日

書記入の注意事項

書表面

注意事項		確認欄						
名	略字等でなく、正式な字で記入してください。							
所	現住所を記入してください。 (住民票と異なる場合も、実際の住所を記入)							
与月額	<table><tr><td>国公立大学 (含短大)</td><td>43,000 円</td></tr><tr><td>私立大学</td><td>52,000 円</td></tr><tr><td>私立短大</td><td>51,000 円</td></tr></table> ※定住促進奨学金希望の場合、20,000 円を上乗せした額を記入してください。	国公立大学 (含短大)	43,000 円	私立大学	52,000 円	私立短大	51,000 円	
国公立大学 (含短大)	43,000 円							
私立大学	52,000 円							
私立短大	51,000 円							
族欄	家族全員を記入してください (別居の就学者を含む) 続柄に、家計支持者は○印、別居者は△印を記入。 (下宿の兄弟、単身赴任の親等に△印をつけていますか) 所得のある人は、給与・営業所得・年金など、所得の種類を記入 就学者は、校種、公立私立、自宅・下宿通学の区別を記入 有無のどちらかに○をつけていますか。 奨学金を希望する理由を詳しく記入していますか。							

書裏面

学生等	漏れなく記入していますか。	
関係	他奨学金併願の有無は採否に影響しません。必ず記入してください	
名	本人と保護者それぞれが自署していますか。 氏名は正確に、住所は現住所で記入。	
鑑	本人と保護者は、別々の印鑑で押印していますか。	

●添付書類の確認：生計を同じくする家族について必要です。

家族全員分 必要 (役所にて取得)	住民票 発行 3 ヶ月以内の原本 出願時のもので本籍・個人番号の記載のないもの	
	所得証明書 発行 3 ヶ月以内の原本 最新平成 29 年度 (平成 28 年分) のもの	

+

平成 29 年に 所得のある人 (同一生計者のアル バイト・年金含む)	給与所得者→H29 年分の源泉徴収票の写し 営業所得者→H29 年分の確定申告書の写し 年金受給者→H29 年分の源泉徴収票の写し ※給与所得者・年金受給者であっても、H29 年分の確定申告 をした方は、確定申告書の写しを提出	
--	---	--

+

状況に応じて 必要となるもの	障がい者手帳などわかるもの (コピー可) 診断書など 罹災の証明など 生活保護受給証明書	
-------------------	---	--

※この他、状況により、財団が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

★誤記入の場合の訂正方法

訂正箇所は二重線をひき、署名押印欄と同じ印で訂正の印を押してください。
(保護者署名欄は保護者印、その他は本人印で) 訂正内容の記入は欄外でもか
まいませんので、わかるように記載してください。
※修正液、修正テープは使用しないでください。

★最終確認

- ・出願者と保護者でよく話し合いの上、出願していますか。
- ・記入漏れはありませんか。提出前に確認欄も利用してチェックしてください。
学校の締め切りをすぎると受け付けることができませんので、ご注意ください。